

大阪労働局発表
令和3年8月4日（水）

報道関係者 各位

【照会先】
大阪労働局 労働基準部 賃金課
（直通電話）06（6949）6502

大阪府最低賃金を28円引上げ 時間額992円に

大阪府最低賃金審議会（会長：服部良子）は、大阪労働局長（木暮康二）に対し、大阪府最低賃金を28円引き上げ、時間額992円に改正することが適当であるとの答申を行いました。

- 大阪府最低賃金審議会は、本年7月6日に大阪労働局長から、大阪府内の全労働者に適用される「大阪府最低賃金」（地域別最低賃金）の改正についての諮問を受け、審議を重ねた結果、8月4日、現行の最低賃金額964円から28円引き上げ（引上げ率2.9%）、992円に改正することが適当であるとの答申を行いました。
効力発効の日は、令和3年10月1日の予定です。
- この「28円」の引上げ額は、中央最低賃金審議会の「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」において示された目安どおりの金額です。
- 大阪労働局としては、この答申を踏まえ、本年度の大阪府最低賃金の改正に係る手続きを進めてまいります。

写

令和3年8月4日

大阪労働局長
木暮 康二 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 服部 良子

大阪地方最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和3年7月6日付け大労発基0706第1号をもって貴職から諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、設置した専門部会において、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を十分参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察（オンライン）等の結果を参考に慎重に調査審議を重ねたが、労働者代表委員及び使用者代表委員の意見の一致をみるに至らなかった。同部会において公益代表委員は、「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」という三要素を踏まえて大阪の状況を概観し、本年度も引き続き経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしている最低賃金を引き上げること、また、女性及びパートタイム労働者の処遇を改善する、という社会的要請に留意し、大阪府最低賃金を別紙のとおりとする旨の見解を示した。採決により、この見解のとおりとすることが適当であるとの結論を得、本日、本審議会に報告がなされたところである。

よって、本審議会では、本日、審議の結果、採決により別紙のとおりとする結論に達したのでここに答申する。

なお、今回の答申に当たっては、大阪府最低賃金の改正が新型コロナウイルス感染症の影響により危機的状況にある中小企業・小規模事業者に与える影響を踏まえ、業務改善助成金をはじめとする施策について更なる特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことはもとより、賃金引上げに見合った助成金の給付等、直接的な新たな支援策の実施、周知広報及び速やかな給付体制の構築等を、国に強く求める。

また、大阪労働局に対しては、①大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うこと、②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置について、利活用の促進、支援に努めること、特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効力発生日を踏まえ、周知広報と一層の利活用を促進すること、③行政機関が民間企業に業務委託を

行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること、④公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること、⑤以上の取組状況については、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告することを要望する。

大 阪 府 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 992 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年10月1日